

第二十八回 参議院社会労働委員会會議録第二十九号

昭和三十三年四月二十三日(水曜日)午
前十一時四十三分開会

委員の異動

本日委員横山フク君及び植竹春彦君辞
任につき、その補欠として井上清一君
及び鈴木万平君を議長において指名し
た。

出席者は左の通り。

委員長 阿具根 登君
理事 勝侯 稔君
木島 虎蔵君
山下 義信君
中山 福蔵君

委員

有馬 英二君
井上 清一君
草葉 隆圓君
斎藤 昇君
堀見 俊二君
鈴木 万平君
谷口弥三郎君
寺本 廣作君
片岡 文重君
木下 友敬君
藤田藤太郎君
松澤 靖介君
山本 經勝君

委員外議員

大矢 正君

國務大臣

労働大臣 石田 博英君

政府委員

労働政務次官 二階堂 進君

労働大臣官房長 滋谷 直藏君
労働省労働局長 亀井 光君
労働省職業 安定局長 百田 正弘君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員

本日の會議に付した案件

○けい肺及び外傷性せき腫障害の療養
等に関する臨時措置法案(草案隆圓
君外六名発議)

○議案の撤回に関する件

○失業保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○労働情勢に関する調査の件
(ILOの問題に関する件)

○継続調査要求の件

○委員派遣承認要求の件

○日本労働協会法案(内閣提出、衆議
院送付)

○委員長(阿具根登君) ただいまより
社会労働委員会を開きます。
委員の異動を報告いたします。四月
二十三日付をもって横山フク君が辞任
され、その補欠として井上清一君が選
任されました。

○委員長(阿具根登君) けい肺及び外
傷性せき腫障害の療養等に関する臨時
措置法案を議題といたします。
提案理由の説明を願います。

○委員外議員(大矢正君) ただいま議
題となりましたけい肺及び外傷性せき
腫障害の療養等に関する臨時措置法案
の提案理由を御説明申し上げます。

けい肺と外傷性せき腫障害の二つの

業務上の疾病につきましては、現在の
医療においてその治療が不可能である
ことにかんがみ、人道的見地から、第
二十二回特別国会においてけい肺及び
外傷性せき腫障害に関する特別保護法
が制定されましたことは、御承知の通
りであります。

ところで、この特別保護法が制定施
行されてから二年半余を経過して
今日に至ります間に、この特別保護法
の実施について諸種の問題が生じ、ま
た論議されて参りましたが、いまだ閣
僚者の間において結論を見るに至ら
ない事項が多く存するのであります。

従つて、特別保護法全般に関する諸問
題の根本的検討については、なおしば
らくの時日を必要とすると申さねばな
りません。ところが昨年から、特別
保護法による療養給付の期間が切れた
人々のうちには引き続き療養を必要と
される人々があり、これが解決だけは
焦眉の急を要する問題となつておるの
であります。

そこでこの際、特別保護法を根本的
に改めるかどうかについては、なお十
分に関係者の間において検討を重ねる
こととし、とりあえず、療養給付期間
が切れた者及び近く切れる者に対する
応急措置を講ずることについていたしま
して、本法律案を提出した次第でござい
ます。

次に、本法案の概要を御説明いたし
ます。
本法案の骨子は、けい肺及び外傷性
せき腫障害に関する特別保護法により

まして療養給付を受けるけい肺及び外
傷性せき腫障害の患者のうち、その療
養給付期間が経過いたしました後にお
いても、なお療養を必要とする都道府
県労働基準局長が認定した者に対し
まして、当分の間、療養給付として必
要な療養を行ひまたは必要な療養の費
用を支給いたしますとともに、その者
が当該療養のため労働できず、かつ、
賃金を受けない場合においては、その
療養の期間につきまして、従前の休業
給付と同額の傷病手当を支給しようと
するものであります。

しかし、本法案により応急的措置
としてなされますこれら療養給付及び
傷病手当の支給に要する費用は、国が
その八割を負担し、二割を事業主に負
担させるということにいたしました。

次に、第二点といたしまして、政府
は、けい肺及び外傷性せき腫障害にか
つた労働者の保護措置につきましま
して、速急に根本的検討を加え、昭和三十
四年中に、その結果に基く特別保護
法の改正に関する法律案を国会に提出
するよう規定いたしました。しかし
て、これにより提出されます特別保護
法の改正法律案によりまして、何らか
の保護措置がなされることを予定いた
しまして、本法案は、昭和三十五年三
月三十一日限りで効力を失ふこととい
はしてございします。

以上が本法案の提案理由及びその内
容の概要でございます。何とぞ御審議
の上、すみやかに御可決あらんことを
お願い申し上げます。

○委員長(阿具根登君) これより質疑
に入りますが、本案は予算を伴うもの
でありますので、国会法第五十七条の
三により、内閣に對し意見を述べた機
会を与えなければなりません。よつて
この際、内閣からの意見を聴取いたし
ます。

○政府委員(二階堂進君) 政府といた
しましては、本法が通過いたしました
場合は、法案の趣旨を尊重いたしまし
て、善処いたす所存でございます。

○委員長(阿具根登君) 内閣の意見に
對する質疑を含めて質疑を願いま
す。——他に御発言もございませんよ
うですから、質疑は尽きたものと認め
ることに御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(阿具根登君) 御異議ないと
認めます。

それでは、これより討論に入りま
す。御意見のある方は、賛否を明らか
にしてお述べを願います。なお、修正
意見等おありの方は、討論中にお述べ
を願います。——他に御意見もないよ
うですから、討論は終局したものと認
めることに御異議ございせんか。

○委員長(阿具根登君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成、その他の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

それから、報告書には、多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

斎藤 昇 木島 虎藏
谷口弥三郎 有馬 英二
井上 清一 山下 義信
藤田藤太郎 松澤 靖介
草葉 隆圓 塩見 俊二
勝保 総 山本 経勝
鈴木 万平 木下 友敬

○委員長(阿具根登君) 次に、けい肺及び外傷性せき癰障害に関する特別保護法の一部を改正する法律案、労働基準法等の一部を改正する法律案、右二案に対し、発議者から撤回要求が提出されました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認め、撤回を許可することに決定いたしました。

○委員長(阿具根登君) 次に、失業保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○政府委員(二階堂進君) 失業保険法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

現行失業保険法におきましては、五人未満の労働者を雇用する小規模の事業主については、これを強制適用とすることなく、失業保険への加入は任意といたしております。現在、雇用労働者五人未満の事業主は約百万人、労働者数約二百二十万人と推定いたしておりますが、このうち失業保険に加入している事業主は約四万、被保険者数は約九万人でありますので、大多数の小規模の事業主に雇用される労働者はいまだ失業保険制度の恩恵に浴していないわけでありまして、これらの労働者を失業保険の被保険者とし、その福祉の増進をはかることは強く要請されることとありますが、一挙に強制適用とすることは、現状から見て困難でありますので、当面は、現行法上の任意加入の制度を活用し、任意加入の促進により、強制適用の基盤を醸成して参りたいと存じます。しかし、小規模の事業主は、事業経営に伴う一切の事務をみずから処理している例が多く、さらに、失業保険に関する事務をみずから行うことは無理なものも多いと考えられますので、その事務手続について簡素化するよう失業保険法について所要の改正を行い、これらの小規模の事業主に雇用される労働者が失業保険に加入できるようにいたしたいと存じます。

次に、失業保険法の施行以来今日まで十年余を経たのでありますが、この間、政府は、関係職員を奨励し、適用事業所の把握に鋭意努力して参つたのであります。しかしながら、現実には、当然適用の事業所でありながら、適用漏れとなつてしまつてゐるものもまた相当数あると推定されますので、この点についても所要の改正を行い、これら適用漏れの事業所の雇用労働者が現実に法の保護を受けることができるようにいたしたいと存じます。また、この機会に、保険料等の徴収に関する諸規定を整備し、失業保険事業の一そう円滑な運営をはかつて参る所存であります。

これがこの法律案を提出いたしました理由であります。次にその概要を御説明申し上げます。

第一に、雇用労働者五人未満の事業主に雇用される被保険者に関する特例についてであります。

まず、保険料及び失業保険金の額の算定の基礎として特定賃金月額額の制度を新たに設けたこととあります。現行制度におきましては、保険料及び失業保険金の額を算定するに当つては、事業主が労働者に支払う賃金の総額に基いて行なつておりますが、毎月の賃金総額には、異動が生ずるのが通常でありますから、事業主が保険料を納付するに、毎月、労働者に支払つた賃金の総額に保険料率を乗じて保険料額を計算するとともに、被保険者の負担する保険料額についても、毎月計算する必要があるとあります。この方法は、小規模の事業主の事務能力から見ても煩瑣となりますので、各被保険者ごとに、過去六月間の賃金総額に基いて特定賃金月額額を決定し、その後一年間は、この特定賃金月額額を基礎として計算した一定額の保険料を納付することができるよう規定をいたしました。

次に、現行法では、保険料は毎月納付することとなつておりますが、小規模の事業主については、政府の承認を受けて、三カ月ごとに年四回の納期とする特例取扱の道を開きました。

第二に、失業保険事務組合の制度を設けたこととあります。すなわち、事業協同組合等の事業主の団体は、労働大臣の認可を受けて、その団体の構成員である事業主のために、被保険者の資格得喪に関する届出、保険料の納付等の失業保険に関する事項をこれらの事業主にかつて処理することができるとし、この場合における事業主と失業保険事務組合との責任を明確にいたすとともに、保険料の納付が著しく良好な失業保険事務組合に対しては、報奨金を交付することといたしました。

第三に、適用漏れ事業主に対する適用促進のための措置についてであります。現行制度において適用漏れ事業主が発見されますと、二年前まで遡及適用され、その二年前までの保険料及び追徴金を納付しなければならぬことになっておりますが、適用促進をはかるため、特に今後約五年間すなわち昭和三十八年三月末日までは、遡及適用の期間を一年間に短縮し、一年以前の期間については保険料を徴収しないことといたしました。

第四に、労働者が失業保険へ任意加入を希望する旨を申し出た場合等に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する規定を設け、労働者の保護に万全を期することといたしました。

最後に、保険料等の徴収に関する諸規定を整備することとし、被相続人の

保険料の納付義務が相続人に承継されることを明確にする等、他の社会保険における同様の諸規定を設けるとともに、遡及適用により徴収決定された保険料額の納付については、一時に納付することが困難な場合には、納期を一年を限度として延長し、かつ、分割納付することができるようにいたしました。また、延滞金を徴収しない限度額は、従来十円未満であったのを、百円未満に引き上げ、かつ、延滞金に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとしたのであります。

以上が今次改正の主眼とすべきところであります。このほか必要な条文の整備を行い、一そう適正な法の運用をはかりたいと存する次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○委員長(阿具根登君) 本案に対する質疑は、次回以後にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿具根登君) 次に、労働基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○藤田藤太郎君 ただいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。女子及び年少者につきましては、その健康に有害であることにかんがみ、いわゆる深夜の作業が原則として禁止されておりますことは、すでに御承知の通りであります。しかし、いわゆる交替制によつて労働させる事業につ

ては、現行法では、保険料は毎月納付することとなつておりますが、小規模の事業主については、政府の承認を受けて、三カ月ごとに年四回の納期とする特例取扱の道を開きました。

第二に、失業保険事務組合の制度を設けたこととあります。すなわち、事業協同組合等の事業主の団体は、労働大臣の認可を受けて、その団体の構成員である事業主のために、被保険者の資格得喪に関する届出、保険料の納付等の失業保険に関する事項をこれらの事業主にかつて処理することができるとし、この場合における事業主と失業保険事務組合との責任を明確にいたすとともに、保険料の納付が著しく良好な失業保険事務組合に対しては、報奨金を交付することといたしました。

第三に、適用漏れ事業主に対する適用促進のための措置についてであります。現行制度において適用漏れ事業主が発見されますと、二年前まで遡及適用され、その二年前までの保険料及び追徴金を納付しなければならぬことになっておりますが、適用促進をはかるため、特に今後約五年間すなわち昭和三十八年三月末日までは、遡及適用の期間を一年間に短縮し、一年以前の期間については保険料を徴収しないことといたしました。

第四に、労働者が失業保険へ任意加入を希望する旨を申し出た場合等に、事業主がその労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止する規定を設け、労働者の保護に万全を期することといたしました。

最後に、保険料等の徴収に関する諸規定を整備することとし、被相続人の

保険料の納付義務が相続人に承継されることを明確にする等、他の社会保険における同様の諸規定を設けるとともに、遡及適用により徴収決定された保険料額の納付については、一時に納付することが困難な場合には、納期を一年を限度として延長し、かつ、分割納付することができるようにいたしました。また、延滞金を徴収しない限度額は、従来十円未満であったのを、百円未満に引き上げ、かつ、延滞金に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとしたのであります。

以上が今次改正の主眼とすべきところであります。このほか必要な条文の整備を行い、一そう適正な法の運用をはかりたいと存する次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○委員長(阿具根登君) 本案に対する質疑は、次回以後にいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(阿具根登君) 御異議ないと認めます。

○委員長(阿具根登君) 次に、労働基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○藤田藤太郎君 ただいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。女子及び年少者につきましては、その健康に有害であることにかんがみ、いわゆる深夜の作業が原則として禁止されておりますことは、すでに御承知の通りであります。しかし、いわゆる交替制によつて労働させる事業につ

そうということもあわせて持つておるわけでありまして、何か労働省が、そういう新聞社その他の相当な立場におられる人を利用して、あるいはそれを通して、宣伝活動を直接的に目標としてやつていくということではございせん。それは誤解のないように、またそういう人々にも御迷惑のかかることとありますから、明確にしておきたいと存じます。まあ労働協会の自主的にやらなくても、現在ある宣伝啓蒙機関を通して、労働省の考える労働行政、労働問題に対するところの普及指導ができるじやないかというお話でございまして、これはやはり、私は二つの欠点を持つと思っております。一つは、やはりこれは、労働省が考へておる、あるいは労働省が解釈しておるものの普及宣伝というものとどまるのでありまして、やはり第三者的、民間的立場というものがなく、その場合には、やはりお役所のあるいは行政機関の立場になつて参るわけにござい

せん。それからもう一つは、それだけではないのでありまして、やはり啓蒙宣伝を行います分野というものは、より以上広くたくさん各種種類がございまして、たとえば出版物を発行いたすにつきましても、これを編集する、取材する、あるいは文章を書く、こういうことでも、やはり問題の取り上げ方、扱い方、これが大衆性を持つか持たないかというところは、実は編集者、執筆者の長い経験、それから知識、それから持つておられます立場、こういうものに非常に大きく影響されるものでございまして、いわゆるお役所の文書というものは、先ほどよく申し上げましたけれども、資料としての価値は無価値と

は申しませぬ。別個の価値は十分ありますけれども、今労働問題のために必要だと考へます広い層に対するこの問題の理解を深めるといふことには私はやはり不十分だと、こう思つておるわけでありませぬ。

○山本経勝君　そうしますと、今の、何といひますか、豊富な経験、特殊な技能も含めて、さらに立場の問題、これはおっしゃる通りに、一応労働省というお役所がやるのであるということになつていく場合には、多少ハンディキャップが感ぜられるでしよう。ところが、実際問題となつて参りますと、この労働関係と申すものは、やはり労働の關係が中心になつておると思つて、一般にいう労働問題であれば、さらに幅が広がつて、雇用問題あるいは失業対策問題とか、あるいは社会保険制度的な諸問題にまで広がつていく。しかし、労働関係という限定された意味に解するならば、言われるような経験なりあるいはまたその立場、そういうものが、その編集の方法、つまり読まれる新聞を作れというところは、組合の合言葉になつておる、つまり情報宣伝をする場合に、その情報宣伝が単にプリントが流れて、それを受け取つたというだけではなくて、読まなければ効果は上げない。従つて、読まれる機

間の手によつてなされるならば、それが有効にいくかといつたら、私はそれははいかないと思つて、やはりそこに、たとえば組合が流す組合の機関紙によつて組合がやつておる日々の行動や、組合の内部情勢あるいは連帯性を持つておる他の組合との関係、そういうものが基準になつて、そして共同編集をして、いろいろな形で作成するわけですが、その場合に、読まれるものを作るといふ意味においての苦心というものは、労働組合も非常にしている。もしやういふ意味で、大臣が言われるやうな宣伝教育活動、啓蒙活動が必要であると言われるならば、今の労働協会の構想の中では、私は求めるべくもないのではないかと申すのですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

○國務大臣(石田博英君)　それは、いかに適当な人を得るかという問題にかかつてくるだらうと思つて、それから同時に、幾らいい人を得ても、それからいろいろな条件上の制約もまた、その効果というものに強いつながりを持つていて、私は思つて、民間から適当な人を得るといふ抽象的な原則だけで、直ちにそれが具体的な効果は現われ、その効果はあらしめるように、そういう経験を持つておる人々に参加をしていただくということが私は必要である。いわゆる民間人的な感覚によつて編集をし、執筆をする、こういうことは、あるいは映画を作成する、あるいはそれを公開するということが私は必要であり、そういうことを期待してやりたいと思つておるわけにござい

ますが、大臣は、衆議院の社務委員会——三月四日の委員会です。そこで、協会の問題について委員から質問があつたのに対して、非常に簡単なお答えをなさつておるようですが、昔あつた協議会というものは、大体博識の労働大臣がよく御存じであると思つて、そこで、協議会の基本精神は、私があえて申し上げるまでもなく、また後に資料も出ることと思いますが、いわゆる労働使の協議主義を中心にして考へた。この協議会は、いわゆる労働教育問題、あるいは問題の処理、事件の処理と申すところから、それは、協会とはや性格的に違ひますが、教育あるいはそのために必要な宣伝活動をやつておられます。あるいは定期の刊行物を発行して、時事問題等に対する解説をしていく。これも大臣御承知の通りだと思つて、そこで、この協議会の基本精神は、労働使の協議と申すところ、この協議会に集約されておるところが、この協会法との関係を引き比べて考へてみますと、大臣がいろいろな角度から非常にうまい説明をなさつておる。ところが、問題は、やはり労働問題について調査研究を行うとともに、労働、国民一般の労働問題に関する理解と良識をつちかうためにということになりますと、これはやはり教育問題であると思つて、ですから、そういう点で、一体どういふ事柄が良識なのか。この一般国民なりあるいは当事者である労働使の間において、どういふことが一体良識なのかとお考へになつておるのか。これは、やや具体的に大臣からお答えをいた

○國務大臣(石田博英君)　協議会が主

眼をいたしましたのは、今御指摘の通り、労働協会の主義でありませぬ。これは、当時の法制下、当時の社会情勢下におきまして、使用者側の優位という立場の上に立つた労働使の協議でございませぬ。近代的な労働使というものは、やはり労働使等の立場に立つて、労働使の間に生ずる労働問題を処理していくというのが近代的労働使であると思つて、従つて、法制上あるいは社会情勢上、使用者の優位のもとに、使用者の出資によつて行われたかつての協議会とは、本質的に違ひがございませぬ。ですから、いかなる状態、いかなるものが労働問題に對しての良識であるか。これはやはり、労働問題についての知識、理解、それが含まれた上に立つ判断力というものが良識である。現在では、あまりにも無知な、あるいは無関心な人々が多過ぎる。労働問題に對して知識なくして、理解なくして、感情的批判や判断をする人が非常に多過ぎるやうに思つて、それがこの労働問題というものを正しく理解のあり方というものをゆがめておる。私は、やはり知識と理解とを基礎とした判断力というものが良識である。こう考へておる次第でござい

○山本経勝君　僕が今お尋ね申し上げておるものは、つまり理解と良識というものを、つまり理解と良識という協会の目的なり精神ですね。それと、中で言われるものが、たとえば、協議会が、端的に労働使の協議というものを軸にして、そして一切の教育活動、宣伝活動あるいは講習会なり、またそういう見地に立つて、労働使の紛争

の調停あつせんまでやつた。こういう実績がある。ところが、この場合に、協会法でいわれるいわゆる労使関係の正しい理解、良識をつちかうということは、何か具体的なやはり目標がなければならぬ。今のよう抽象的な表現でお話になることは、これは自由であるし、できることではありますが、実際問題は、これは、協議会の方がはつきり線を出しておられる。協議主義、これは労使間の協調と言われるように、当時は、いわゆる治安警察法とか、あるいはまた治安維持法という法律があつて、労働者あるいは労働者の団体が、使用者との間でいろいろな問題の解決に当る際に、対等の立場でなかつたといふことは、そこに法律や特殊な弾圧あるいは禁圧をする制度が厳存しておつたという関係であつて、力関係からいふならば、私はそう大きな開きはなかつたと思ふ。私も、幾多の争議の経験を持つておりますが、この間、どこだつたか、ちよつと話ししました。たとえば、協議会が乗り出してあつた事例を見ても、当時のいわゆる法制下では、労使の対等という立場は完全に保障されておられないけれども、組合と経営者との間、あるいは使用者との間の力関係というものは、固結した労働者の力によつてある程度バランスがとり得た。ところが、協議会が入つてあつたことをよつて、むしろ事態が悪化したような事例がある。これは私、直接経験を持つておるのですから、そういうところに協議主義のいわゆる不完全さといふ点、非常に考え方を違ふ結果を作り出しておるんですが、この労働協会の場合に、今言われるような問題の中に

当事者が話し合つて、理解を深めて、問題の処理をするというその良識は、これは私は、今の場合に当てはめて考えてみても、直接幾多の経験を持つていふのですが、団体交渉をする、そこで組合は十の要求をする、そこで経営者あるいは使用者は、それに三の回答を与える。それでは要求がいられぬから、不満で実力行使に入る。そういう実力行使を背景にして話し合いが進む、繰り返される。その間で、どうしても使用者が五まで譲歩する。しかしながら、組合はあくまでも十でなければならぬと言いますと、結局、その間に五という開きが生まれて、解決に到達しない、その間の幅をどう考えるかといふことが、労使関係の間の、私は大臣の胸の中にある良識、こういうことではないかと思ふ。しかも、そのことは、少くともこうした半端の機関によつて教育をしたり、啓蒙をしたしなくても、今の労働者は、私は、十分そういう良識を持つて、そうした直接関係のある事態に取り組んでいけると思ふ。ですから、そういうふうに考へてきますと、この理解と良識といわれるものは、今、大臣のお話になつたような、まことにきれいな、するりとした姿のものではなくて、むしろ協議会がはつきりと指摘しておるように、労使の協調を求められてゐるのではないかという疑いがある。消えない。そこで、そういう意味において、これはさうではないとおっしゃる大臣の立場とお心持はわかりますが、事実はそのをねらつておられるというふうに受け取れるのですが、さうならずと、結局、労働者の教育あるいは啓蒙、宣伝とい

うものは、少くとも労働者の持つてゐる組織、力、先ほどのような問題になりまして組織力あるいは行動力、さういふものに対する規制の方向に向わざるを得ぬ宿命を持つてゐるような気が私はしてゐるのですが、そこら辺を、大臣はどういうふうに解明なさるおつもりですか。

○国務大臣(石田博英君) 私の本協会の目標としておることについて説明を申し上げましたことを、抽象的という言葉で御批判であります。協議会の持つておりました協調主義というの、これはやはりイデオログでありまして、それ自体に具体性があるわけでは私はないと思ふ。なるほどあの時代におきまして、他の法制がなければ、労働者が力のバランスをとれた場合もあり、さういふバランスのとれた事業体も、あるいは企業もあつたろうと思ふが、しかし、これは普遍的でなかつた、その組織力の伸張といふものが自由な立場で行われていなかつたのであります。現在は法制上も、それは自由な立場に置かれるようになり、その組織も非常に勢いで伸びてゐるわけでありまして、私は、近代的労使関係といふものは、先ほどから繰り返して申し上げました通り、労使対等の立場に立つて労働問題の処理に當るということであると存じておるわけでありまして、さういふ理解の上に立つた労働問題のあり方、これが私は労働問題についての良識である、さう考へておるわけでありまして。

どこで押えるかといふのが良識だ、こゝろお話でありましたが、本協会の行おうとする事業は、さういふ事態におけるあつせん者の立場を求めようとするものではないのです。また、重点が労働者だけに向けられるものでもないのではありません。広く考へてみますと、労働問題といふものについての理解、知識、これは労使双方、特に一番理解の薄いのは、いわゆる第三者的立場にある人でありまして、その第三者的立場にある人は、自分の生活根拠としては、労働組合の一員であり、労働者であるとしても、また自分が使用者であるといふ考へ方といふものが、自分の場合と関係しない場合におきましては、まだまださういふ立場にゐる人でさへも理解が乏しい事例があるのであります。その問題の所在がゆがめられていく結果になり、私が申し上げました良識といふものは、労働運動の歴史、現状、それから現在のわが国の法制、諸外国の法制、現状における労使関係のいろいろなあり方、さういふものについての知識を持ち、その知識から理解が生まれ、その知識と理解とを基礎といたしまして判断力を持つ、その判断力が良識であると思ふ。その良識を私は養つていくのが本協会の目的であると思ふ。

○山本経勝君 今の判断が良識ということに相なりますれば、現在各多数の労働組合が日常やつておる活動は、それぞれ慎重に検討をし、判断をしてやつておると思ふ。さうしますと、あるいはこれはまた、かわつて使用者の立場を私も推察してみまして、も、それぞれの使用者が、個々の企業体の中においても、あるいはこれが公共企業体であれ、公営企業体であれ、あるいは国の公務員等との場合でも、それぞれの立場で良識をもつてやつておると思ふのです。さうしますと、さういふ意味では、その良識の上にプラスチック・アルファを求めておられるのがこの協会の啓蒙活動の目的である。さうしますと、この場合には、労使関係だけではなくして、国民一般です。勢い国民一般の中にさういふ考へ方を流して、良識をつちかおうといふのですから、いわゆる教育宣伝あるいは啓蒙活動が重点になつていくと思ふのです。そこで、これは第三者であるからといふ逃げ場が大臣の場合にはあると思ふ。ところが実は先ほどの連合審査の際にも非常に議論のあつた点ですが、労働大臣が任命になる会長あるいは認可をして会長に任命させる理事あるいは監事、あるいは直接労働大臣が任命になる評議員、さういふたような機構で、すべて大臣の認可がなければその職につけないという機構を掲げておるのですから、これはやはり、労働省が考へておるいわゆる良識あるいは教育啓蒙活動の下請会社みたいな実質を備えてござるを得ぬと思ふのです。さういふ意味では、いわゆる労働大臣が言われる、第三者的性格において公平な教育啓蒙をやるものであると言われても、それはならぬ。これは、労使関係においては、直接政府の一環をなす労働省が使用者の立場に立つ場合は、いわゆるこの労働省の省内で、あるいはその出先等で働いておられる公務

員の場合に限るのであって、その場合には、一般に労働省は政府の一環をなしてありますから、たとえば公共企業体等の問題でも、公務員の問題でも関係がある。ことに労働省としては、やはり労働関係のサービスを主たる任務としておるのでありますから、勢いその場合に全体に関係してくる。そういう立場に立つておられて、しかも、この協会の大臣の一手に掌握するような機構のもので、そうして業務に対する命令権を含む強力な監督権を持つておられて、そうして言われるような、第三者の性格の上に立つて、協会が自由にはつらつとした、いわゆるほんとうの意味における教育啓蒙宣伝活動が行えるかと言え、私はそれはならないと思う。そこに根本問題があるわけなんです。そこら辺は、大臣の説明ではうまく言い回されて、問題がないがごとく見せかけられるというので、非常に警戒をしておるわけなんです。この警戒を解くためには、もう少しびんとくる説明をしていただかないと、なかなか理解できない、こう思います。

○國務大臣(石田博英君) 同じような知識と理解を持つておりましたが、一つの事象というもののについての判断が違ふ場合がござります。しかし私は、その判断が違ふからといって、いずれの判断が良識的であり、片方の方が非良識的だとは言えない。また、そういう結果がいろいろの立場やお考えによつて出てくることは、やむを得ないと思ひます。しかし、その違ひ判断であつても、やはりその問題についての知識と理解が基礎になつていなければならぬのでありまして、今、労働問題

についていろいろな動きや民衆の動向等を見ますと、知識と理解が基礎になつての批判や判断が生まれてくるよりは、より感情的なものが多過ぎる。私は、そういうものでない、判断力と理解力を広く普及したいというのがこの良識ということでございます。従つて、それによつて生まれる判断力あるいは判断の方向、良識の方向を特定の方向に向けていこうという考え方でないことは、明確に申し上げておきたいと存じます。また、本院におきまして、衆議院におきまして、たびたび申しました通り、政府の考え方、政府の意見と本協会の意見とは食い違ふこともやむを得ないと思つております。それに対して労働省がいろいろ干渉することは、三十五条の三項に規定をしております不当な干渉といふことに当るのだということも明確に申し上げておるわけでありまして、そこで、役員会の任命であります、私は、この協会の役員は、文字通り良心にかけて大部分の人が公正であり、中立的であり、かつ、労働問題について十分な理解と知識を持つておられる人を選任する決意であります。さらに、残余の役員につきましては、私はこの会長の見解を尊重いたして参るつもりであります。そうしてこの労働協会の性格が形作られて参りますならば、これに対して政府がその次の改選期、あるいはその次の改選期等を利用してその性格をゆがめるといふことは、現在の民主政治下においては不可能になつてくる。私はこの確信をいたしておるわけでありまして、特に評議員におきましては、それぞれの立場の代表の方々の御参加を願つて、一方に偏

せざるように、また公正を維持せられるように、いろいろ御審議を、あるいは御指導を願うことになつておりますので、この協会の中立性と公正さを維持いたすことは、私は十分期待し得られると思ひます。特にこの初代会長の人選に当りましては、先ほどから繰り返して申しますが、政治的良心にかけて、私は公正なる人を選任いたす決意であることを重ねて申し上げておきたいと存じます。

○山本経勝君 今の良識についての大臣の説明は、何べんでも繰り返して矢の毒ですけれども、知識と理解、これはその人の持つてゐるいわゆる知識と理解なんです、ですから、一定の水準というふうなものが明確に浮んではいないと思ふのです。そうしますと、ましてや、そうでなくても共通に持つてゐる人間の感情、そこで言われる良識がいわゆる感情によつて曲げられることもあり得ると、大臣のお話はその通りだと思ふ。そこで、これは少くともこういうふうな角度で問題を見られていくならば、事がたとえば一つの労働争議を取り上げて、これをこの協会が調査をし、そうして何らかの意見を述べるというふうなことになります。その中に、当然私は、この今の良識なるものが、必ずしも大臣の言われるような意味の良識にはなりかねる場合が多。この労働関係の協会の一たび要求を出されて団体交渉に移され、とんとん拍子で、よろしい、それは認めましようというふうになつた、あるいは、全部は認めないが、これまではよろしいというふうなことで、組合側がそういうふう

に納得すれば、こういうふうになつてくれば、いわゆる労働関係における問題点というものは割合に簡単に解決する。ところが、私が先ほど引例で申し上げたように、労働問題で五という開きがある。煮詰めたけれども、なお五という開きがある。その五という開きを煮詰めるために、その努力が双方で傾けられるであろうが、それでもどうにもならない。そこで、あるいは労働委員会等第三者の機関によつて意見を聞き、あるいは検討して、批判も受けて、そこで一つの一致点を発見する。こういうことも方法でしょう。あるいは、現在の公益事業等において、当然の規定として、当然の段階として、この労働委員会のあつせん調停を経なければならぬ、こういうことになつておるのですが、その他の民間の場合には、そういう規定はありません。立場で交渉する段階から煮詰まつて、そうして今のぎりぎり一ぱいの五、これまでは行つたけれども、この五という線の何かの解決点を見出さぬことには解決がつかない。しかし、その解決点を見出す努力を、知識と、何といひますか、理解とに基いて、いわゆる大臣の言われる良識によつて解決しようとする努力がなされても、なおだめな場合に、大い実力行使といふことになつてきています。私は、そういう状況の中で、この良識は、あるべきものであるといふことを労働協会を通して、いや、言葉が悪かつたですが、労働協会から意見を述べるといふことになるならば、それが一つの解決の目安になり、そうしてそれに押えつけられるという可能性も持つてゐる。ですから、やはり事は、

協調会の場合とここでは同じような結果が生まれてくる。いろいろなマスコミを利用して、組合のやつてゐる行動等に、第三者の批判を結集する動きを、協調会の場合には強力にやつてゐる。そうして、要求をしてストライキをやつてゐる。一方にはそういう制度があるので、一方にはそういう制度があるので、すから、それを背景にして、協調会が猛烈な宣伝をやる。そうしますと、言われるように、そのときと今とは違ひますが、問題の良識による解決というものは困難である。ところが、現在の状態においても、なおかつそういうことが言ひ得るのです。ですから、勢い労働組合に言われれば、この日本労働協会のものは、労働組合に対する弾圧でないまでも、弾圧を直接やらぬまでも、少くとも世論の方向をリードして、組合運動を不利に導こうという計画が隠されておる、こういうふうな理解をしております。このが事実だと思ふのです。ですから、大臣が言われる知識と理解というものは、対立した労働問題で生まれ出るといふことのために、時間がプラス必要になつてくる。その間、二つの意見のほかに、第三者の意見が必要になつてくる。私は、もし良識というものがあつたならば、その第三者の意見に対してどうするかといふことは私は理解しやないかと思ふ。そういう意味における良識であるならば、当事者間でおのづからでき上るものでなかつたから、身についておりません。ことさら労働協会なんというものを莫大な資金を投じてやつて、そこでそういう良識を、学校の教

協会の場合とここでは同じような結果が生まれてくる。いろいろなマスコミを利用して、組合のやつてゐる行動等に、第三者の批判を結集する動きを、協調会の場合には強力にやつてゐる。そうして、要求をしてストライキをやつてゐる。一方にはそういう制度があるので、一方にはそういう制度があるので、すから、それを背景にして、協調会が猛烈な宣伝をやる。そうしますと、言われるように、そのときと今とは違ひますが、問題の良識による解決というものは困難である。ところが、現在の状態においても、なおかつそういうことが言ひ得るのです。ですから、勢い労働組合に言われれば、この日本労働協会のものは、労働組合に対する弾圧でないまでも、弾圧を直接やらぬまでも、少くとも世論の方向をリードして、組合運動を不利に導こうという計画が隠されておる、こういうふうな理解をしております。このが事実だと思ふのです。ですから、大臣が言われる知識と理解というものは、対立した労働問題で生まれ出るといふことのために、時間がプラス必要になつてくる。その間、二つの意見のほかに、第三者の意見が必要になつてくる。私は、もし良識というものがあつたならば、その第三者の意見に対してどうするかといふことは私は理解しやないかと思ふ。そういう意味における良識であるならば、当事者間でおのづからでき上るものでなかつたから、身についておりません。ことさら労働協会なんというものを莫大な資金を投じてやつて、そこでそういう良識を、学校の教

育みたいに教えるか、あるいは新聞、雑誌、ラジオ等を利用して、宣伝をするか、それによつて作り上げようという試みは、私は大臣の理想としてはわからぬことはあるまいが、実際問題としては、効果がないと断言せざるを得ぬが、その見解について、大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(石田博英君) 本協会の行おうとする目的につきましては、いろいろな誤解があります。私は、その誤解の存在しておることも承知いたしております。非常に残念なことを思つておる次第であります。ただ、今いろいろ引例をされてお話がございまして、先ほども申し上げたのでございませうけれども、本協会が行おうとする知識の普及、理解力を増大するということは、ただいまおっしゃいましたような個々の争議について、ジャーナルな問題について一々第三者的な意見を、あるいは第三者的な見解を発表して、それを通じて啓蒙をしようということではなくして、もっと次元の高い、恒久的な基本的知識の普及ということを目標にいたすのであります。特に労使関係の先ほどおっしゃいましたような状態、五と十というような関係に詰められた場合の第三者的な立場と申しますか、かつて協調会がやったあつせんというようなことは、現在では中央労働委員会、あるいは地方労働委員会のような三者構成ででき上つておりますところの機関がございまして、そちらがやることとございまして、従つて、そういうような問題について本協会が介入をしたり、意見を發表したりすることは、私はあり得ないことだと、また、本協会がその生命を維持

し、その存在価値を持ち続けて参りますためには、そういうことはおそろく協会はなさらないだろう、私はこう考へるわけでありませう。

○山本経勝君 今大臣のお話になつても、この中に一般国民という、労使関係とは別の意味で違つておるものがあると思つておる。一般国民と言われれば、労働者であるかも知れない。あるいは使用者であるかも知れない。つまりその問題の関係者以外の大衆を、不特定多数の国民をさす、この理解せざるを得ぬ。そうしますと、それらの人々は門外漢ですから、言いたいことは、言いたいほうだいのことが適当に言い散らせるという事実は否定できないと思つた。たとえば、国鉄で問題が起つた。これは、公共企業体の従業員と公社との間の労使関係にあると思つた。そうすると、それ以外の人々、やはりこの意味では一般国民大衆ということになる。ところが、そういう問題に触れずに、この協会の一般国民の啓蒙教育というのがある得るのか、あるいは労働問題に対する理解を深めることがあるのか、たとえば、抽象的な言葉で表現すれば、労使関係はかくあるべきであるという一般的な教育をするのであれば、これは、学校教育にまかせておけばよいと思つた。あるいは、そのほか具体的な問題で、講座を開催することによつて、あるいは出版物を發行して、それを店頭で飾つて販売して、読ませるといふ手もあるでしよう。ともかくそういうような現在行われておる労働教育行政といふことか、そういうもので事は十分足りると思つた。先ほど申し上げたように、実

に、労働教育行政の中に入ると、現在の労働教育行政の中には、中小企業労働相談所から、労働大学講座から、地方における労働教育、あるいは夏期大学等短期のもの、あるいは婦人労働講座、巡回労働講座、そういうようなものがほとんど行われておる。あるいは労働教育通信講座というものもある。うです。それから、先ほど局長がお話になつた視聴覚教育、そのために、フィルムまで作つてやつておられる。それから、労働ニュース映画の作成、これは、すでに入集です。また、できておる。それから、これを中心にしていろいろな講演会その他の行事が行われておる。あるいは労働体育大会あるいは労働者美術展、合唱コンクール、あるいは、刊行資料としては、定期刊行物で先ほどお話しした「週刊労働」、あるいは中小企業労働関係資料集、それから「労働月報」、その他不定期の刊行物がたくさん出ておるわけだ。

こういふふうにして見て参りますと、今言われるような事柄は、協会という独自のものを別個に新しく資金を投じて作つて運営しなくても、現在の労働教育行政の中で事が足りる。ところが、そう申せば、これは労働省というお役所がやっておるのであつて、それではびんとこぬようであるからというお話なんです。どうもそこら辺の考え方が、私もどうも割り切れないわけなんです。

○国務大臣(石田博英君) 役所ではないいろいろなことをやっております。だが、先ほどから何度も申しますが、役所であつておられますものは、おのずからその立場から来ます制約がございませう。それから、役所のやつておる

人々は、啓蒙や宣伝ということをするために教育や経験を持つてきた人でもないものであります。従つて私は、役所でやつておる仕事は無価値だとは申しませんけれども、広く大衆の中に、——まあ大衆といふのは、これは、いろいろな人々全部を含めた大衆の中に、労働問題といふものの実相を知らしめ、理解力を深めていくという点になると、私は不十分だ、やはり民間の感覚による行動が必要なんだという建前で、本法案を提出いたしておるわけでございます。

まあ一例をあげてみますと、先ほど国鉄の争議の例をおあげになりましたが、国鉄の争議はまあことしはございませうから、私鉄なら私鉄に例をあげて考えてみますと、私鉄が運行がとまつた。その場合に、第三者の人々が、運行がとまつたという事実、それによつて自分が不便を受けておるという事実、そういうことからだけ、この私鉄の労働争議の問題を批判しようとする傾向があるのであります。それはよくおわかりだろうと存じます。しかし、何がゆゑにこゝろをこゝろをせざるを得ないのであるか。あるいは、この争議といふものは、現行法規のもとにどういふことになつておるのであるか。合法的に許されておるものであるか。合法的に許されておるということさえも知らない人が相当たくさんいる。諸外国においても、こゝろの問題の処理はこゝろの工合に行われておるのであるといふことが、いわゆる労働問題といふもののあり方、実情、その処理の仕方といふものについての一般的な知識がありさへするならば、もつと国民の考え方といふものも違つ

て、労働争議といふものに対する考え方と違つてくるのではないかと。そのことを私は考えるのであります。そういう意味におきまして、労働問題に対する知識、その知識を土台とする理解力を深めていくことは、良識ある判断力を養つていくことだ、それが労働問題といふものの成長に役立つてくる、ひいては労働者諸君の生活の改善といふことにも役立つものだ、私はこゝろ考へるわけでございます。

○藤田藤太郎君 関連。今、山本委員の理解と良識をつちかつていくという趣旨、たとえばこの一条の目的に書いてある、労働者及び使用者並びに一般国民と、労働者といふのは、自主的に前記やないかと私は思ふんです。そこで、こゝろ良識をつちかつていくといふ、このつちかつていく、つちかわして、指導する立場の人、その人自身がそれによつて社会的に高度な万人の認める者であるのかどうか、そこから私は議論をしていかなければならぬ。その人が、たとえばAという人が、一なら万人が認める良識なのかどうか、この問題も私は議論になつてくると思つた。それから、私は外国のことをよく知りませうけれども、私の知つてゐる範囲では、労働者の教育を政府がやつておるというところは、あまり聞かないのであります。どうなんでしょうか。この良識をつちかつていくといふこの協会の機構を見ますと、理事といふのが主としてこれをつちかつていく役割をすると思つた。そういふ人が、それでは万人の認

める、この三者に対して良識をもつてやつていくことが、實際問題として、この三者が公平に考えて理解のある条件の中で、それではつちかつかない状態を生み出すのかどうか。そこらあたりが、非常にさつきからの質疑を聞いていますと疑問に思ふのです。その点はどういふお考えなですか。

○国務大臣(石田博英君) 私、知識を養なつていくということは、知識を付与するということには、いろいろあると思うのです。それは、事實關係を周知させる、これは、立場の違いがどうあろうと、事實關係には変わりがない。またその次には、その問題についての幾つかの立場における議論を並行して聞いてもらひ、知ってもらふということも、これまた一つの知識でございましょう。私も、そういう知識というものを基本に持つた上での理解力を持つてもらふとするのでありまして、それから生まれてくる判断の方向というものはまちまちでつけようだ。まちまちであるのはやむを得ない。その判断をだれに期待するかという、国民一般に期待するものである。

それからもう一つは、労働者の教育を労働者自身がおやりにすることについては、労働組合自身がやることについては、労働組合自身がやることについては、必要とあれば、本協会が収集した資料なり、その他の応援を惜しむものではないのであります。それは明確に規定しておるわけでありまして。しかし、労働組合はその立場だけで教育をや、経営者はその立場だけで教育をやるといふことになりまして、これは、それぞれ对立したまき方向が両方に離れていくだけであつて、問題の解決あるいは処理

ということが非常に遠くなつてくる、いろいろな問題というものが出た場合。そこで、やはり第三者的な立場、中立的な立場における労働問題というものの教育ということもやはり——教育と申しますか、労働問題についての知識の普及ということも必要になつてくるだろうと私は思ふのです。労使双方それぞれの立場でやられば、取捨選択されることもありましよう。それぞれの立場から取捨選択したすでありましよう。そういうことを離れてやり得る、こういうことを期待するわけでありまして、そこで、その人的構成に公平さ——公正さというものの完全を期し得るかどうかが、これは神様でございせんから、また、現在のうちに、いろいろの立場が入り混れているときに、万人が文字通りひとしく承認をするというところは、これは困難でございましょう。しかし、少くとも大多数の人々が、私は、この人ならばというよう

な人はいると確信をいたしておりまして、信し得ることとございまして、具体的に申し上げるわけには参りませんけれども、もとより私は、良心にかけて公正な人を選び得る決意と確信を持つておるわけでありまして。

○藤田藤太郎君 そすると、最後の面を先に言いますけれども、公正な人を見つけ得ることができると、こうおっしゃる。それは、労働大臣の主観に基く問題だと思ふのです。問題は、一つの問題が起きた場合に、労働者は労働者の立場から、自分の立場を世間に率直に明らかにする。使用者は使用者の立場から、その問題に対する点を明らかにしていき、そういうものを一般国民がどう批判するかという立場におい

てこのような問題が進むのかと私は思ふのです。そうでなければ、その両者に対して、一般国民に対して、そのときの政府——政府とは言いません、これは、この法案を出しておられるのは、できるだけ民主的な機関と、こうおっしゃつておるのですから、政府とは申しませんけれども、しかし、この法文上から行くと、会長以下労働大臣、ときの政府の労働行政を担当する大臣が指名するということになるれば、その恩のかつた、主観に基いてその人というものが配置されるものと、やはり私は見なければならぬと思ふ。そういうことになつてくると、結局、むづかしい理屈を言つてくると、労使の双方がおのづからの固執によつて、おのづからの活動をしていくというこの立場の問題があり、それを一般国民が良識を持つて、どちらが正しいか、どちらがよいかという判断をしていくというところには私はなつていいのじやないか。そういうことと自身が、社会的な良識というものが、自然に社会の進歩等になつて進んでいく。そういうものが繰り返して繰り返されていくところ

ものが、一般社会で持たれていくということになるのじやないか。だから私は、この法案全体から流れてくる私の見方からすれば、ときの政権を持つておる政府の、労働行政を担当する長の任命によつてやられるということであれば、それは、片方の側から見ればこれは、その長の主観によつて良識なり公平なりということに、この人自身を選ぶときにはそうならざるを得ないのじやないか。そうなつてくると、それが實際問題として、万人といひましょ

うか、ほんとうに公平な形で良識をつちかへる人がつちかへる役割をなし得るかどうかがいふところに私は非常に問題がある。だから、外国でも、こういう教育という問題は、私はあまり取りあげてやつていないのじやないかと、こう思ふ。その点はどうですか。

○国務大臣(石田博英君) これは、初めから何度も言つておることでありまして、時々刻々に起つてくる労働争議とか、労使間の紛争とか、そういうものについて意見を聞いたり、あるいは事情を説明したりする機関ではないのでありまして、もっと次元の高い、労働問題の基本的知識を、あるいは理解力を深めていくこと、こういうことであります。そこは間違えないでいただきたい。そこで、そういうときにおいて三者の立場というものがあつて得るというのは労働問題でありまして、私は三者の立場があり得る。あり得る記述に、たとえば労働委員会なりその他におきまして、労使公益の三者構成、つまり公益代表というものの立場が労使双方の立場から認められて参加をされていくわけでありまして、この協会の人的構成は、そういう公益代表のような立場の人に求めていきたい、こういうことでございまして。それから、一般国民の判断、これは繰り返して繰り返してやつていくうちに、一般国民もそのうち理解してくるだろう、それは、何年か時日をかせばそうなるであらう。西歐諸国におきましては、数百年の歴史を経ているわけでありまして、たとえば、イギリスなどにおきましては、労働争議等が起つて、たとへば乗り物なんか運行がとまる。

そういう場合には、一般国民は、今日においては、それに対して感情的な反発や非難を加えないで、じつとその成り行きを静観するというだけの良識が一般国民の中につちかわれた。そのつちかわれるには、何百年かたちました。だからわれわれが何百年も待つ、これは政治ではないと思ふ。私は、後進国でありますれば、その何百年を五十年、三十年、二十年に縮める努力、それが必要じやないか。労働協力がそのときの問題を縮めていくといふことを企図しているわけでありま

す。なぜ、イギリスの国民は、そういう労働争議等が起つた場合に、日本に見られるような感情的な反発を加えないで、じつと静観する態度に出ているか。それはやはり、労働問題に対する長い間の歴史からたらされた知識であり、理解であります。日本のように、自分が不便だから、自分が迷惑を受けたからというだけで、石を投げたり何かする、感情的な反発は、これにはもちろん、労働組合側自身の進歩もありまして。使用者側の進歩も見られるそれは、やはり歴史の結果からたらされたところの労働問題に対する知識と理解です。しかし、われわれは、イギリスのそういう理解に達するまでの何百年の時日を、そのまわれわれが待つていくわけにはいけません。それから、諸外国におきましますこの種の事業についての例は、政府委員から説明をいたさせます。

○政府委員(亀井光君) 諸外国の例におきまして、この日本労働協会のよう

に、全額国費で設置をして運用するといふふうな、これに似たような実例はございませんが、イギリスにおきます労働教育協会、アメリカにおきます労働教育協会、スウェーデンの労働教育センター、あるいはフィンランドの労働教育センター、これは、いずれも国または地方庁の補助金によりまして運営する組織を持つておるのであります。その教育の対象として、労働者並びに国民というものを対象にしているところもござります。その内容は、主として講座を開いてやる、あるいは研究会を開くとか、あるいは資料の交換をするといふふうな事業の内容を持つておられます。日本労働協会の考えておられます大半の事業の内容を持つておるのでございます。

○片岡文重君 関連。労働大臣は、何とかして説得をされて、この法案を通過せしめたいという熱心な御努力、これは、私たちよくわかります。そしてる御説明になっておられる。それもわかるのですが、肝心の私たちが知らうとする点について触れておられない。それを一、二お尋ねしたい。

それで、大蔵委員会との連合委員会の席上におきましても同様な質問がなされ、また、山本君からも藤田君からも質問をされておられるけれども、やはり御答弁はまあ同じであつて、私どもの知ろうとするところが御答弁の中にならぬ。どういふことかという、まず第一は、労働省の従来やつておったところのこの宣伝なり広報あるいは労働者教育というものは、いわゆるお役人の仕事であつて、文書もかたいし、印刷物もかた苦しくて、親しみにくい、だから、こういうものについては、専門

のものにやらした方が効果があるだろう、そういう意味だと思ふ、こういうことだ。そこで、私たちの知りたいのは、労働省が今までやつておられるのは、たとえば次官通牒であるとか、その他の統一解釈であるとか、この今日の内閣のもとに労働行政をやり、もつと端的に申し上げれば、いわゆる石田労働の指向するところの労働行政を現在の労働省を通じてやつておられるのだ、これだけでは、何としても一般国民にこの石田労働というものを周知徹底せしめるに迅速である。従つて、もつとわかりやすく、端的にこの石田労働なるものを理解してもらいたい。それでは、今日の労働省の役人の努力では、どうも自分満足できないから、そこでこの金を投じて、政府の意向するところを国民に周知せしめる、その政府によつて教育された国民なり使用者なり労働者が、その感覚、その教育、その知識に基いてどう判断しようか、それは隨意である。こういうことなんです、そういうものに教育をされた人たちが、あなたの意思に反するやうな判断をしないことは理の当然です。そういう危険をわれわれはどうしても払拭することはできない。これは、あなたが何べんも繰り返して言つておられる、このお役所仕事は理解せしめるにかなひ、そして専門家にやらせなければいかぬと、こういうことをあなた何べんも繰り返して言つておられるが、肝心の全く公正であると考えられる第三者的な、いわゆる良識的な教育をどういふ方法で、どうしてやるかという保障が少しも説明をされておられないと思ふ。その点がまず一つお聞きしたいところなんです。

○国務大臣(石田博英君) 先ほど本協会の目的についていろいろおっしゃいました、私が言ったことをおっしゃるのですが、私は、そういう趣旨で本協会の説明はいたしてないのではありません。政府が一定の方向づけ、たとえば次官通牒をもつて政府の見解を述べる、あるいは政府が行政機関といひまして法解釈の統一を行う、そういうことを普及徹底せしめるのは、政府の機関をもつて行います。それから、政府として明確にこれを天下に公表をいたします。本協会が行おうとする啓蒙宣伝は、そういうアップブツデットな話をするのではないので、もつと基本的な労働問題についての知識と理解を与えようといふことであります。従つて、時々刻々の、そのときどきの政府がどうする方針、方向、そういうものとは無関係のものであるべきであると私は考えているのであります。それからもう一つ、私がやる方向、私が考えておる方向とおっしゃいます、そのうちには解散になりまして、私の考え方などというものは、あと幾月も労働省を支配するものではないのであります。そういうことではなくて、労働問題についての基本的な理解、あるいは労働問題についての基本的な知識、それを普及徹底するといふことであるとして、その時々刻々の問題でなすといふことをさつきから繰り返して申し上げておることを御了解願ひたいと思ひます。

○片岡文重君 私は、石田労働という言葉は、わかりやすいから例をもつて申し上げたのであつて、たとえばの語なんです。つまり時の政府がその指向する方向を教育宣伝していくためには最もいい方法だといふことを申し上げておるのです。ですから、それをなし得ないという保障が、この法律で一体どこにあるかといふことをお尋ねするのです、これには全然ない。それから、ついでですから、もう一つ聞いておきますが、先ほどの石田さんの御答弁では、石田さんは、良心に誓つて不公平な人事はやらないと、どなたも納得される人事をやることを誓うと、こうおっしゃられた。しかしこれも、石田さんはそういうことをお誓ひになつても、石田さんが永久不変の労働大臣でない限り、この定められた任期が来れば、当然会長その他の役員の任期というものは改選が行われなければならぬ。そのときに、提案者がこゝろいう意思であつた、審議したときの委員会がこゝろいう意思であつた、立案者がこゝろいう意思であつたとして……この間の法務委員会の席上で、法務大臣唐澤氏がいみじくも言われました、法律は、なるほど審議されるとき意見はどうあろうとも、提案者の意見がどうあろうとも、立案者の意見がどうあろうとも、法律として成立し、公布をされた以上は、施行された以上は一人歩きをするのです、従つて、疑義の起らないように、問題の起らないようにしておくのが当然である。そうしなければならぬといふことは、この間のあの当委員会と法務委員会との席上で、唐澤法務大臣がいみじくも喝破しておられる。その通りだと私は思う。今ここで、幾ら石田労働大臣が良心に誓つて、お誓ひになられたとしても、石田労働大臣退任をせられましたあとの保障は、一体この法律のどこにあるのか。全然ないはずなんです。それならばといつて、あなたが労働省に、

また後任の者に、大臣に代々これを口伝をするなり、申し伝えて、けんけん服膺せしめようとしても、これもまた不可能な話です。やはりそれを保障するものが、担保はこの法律の中に私は明記すべきである。そしてそれと、さつき言った政府の考え方、あるいは一方の、たとえば、これは使用者側使用者側といふべきけれども、たとえば政権が社会党に移つた場合に、もしも社会党が会長もかえ、役員もかえて、社会党の指向する労働政策をこの協会によつて教育宣伝せしめようとするならば、これはできぬことではないでしょう。こういう危険なことは、政権がいかにあろうとも、やはり防止しておかなければならぬ。それは、何人が見ても、この法律解釈の上からいって疑問の余地、類推解釈や拡大解釈する余地のないように、はっきりしておかなければならぬ。特に学校教育とか労働者教育といふものは、国の盛衰に大きな影響を与えるものであり、経済関係にも大きな影響を与えるものでありますから、これらの点については、きわめて慎重にしなければならぬ、大きな影響を与える問題であるだけに、時の政府が最大の力をこゝろに教育機関に注ぐであらうことは言を待たないのですから、それだけに私は、この危険防止のためには、細心の注意を幾らしても過ぎたといふことは万ないと思ふのです。そういう意味において、この二点に対する一体保障がこの法案のどこにあるのかをお示しいただきたいと思ふ。

○国務大臣(石田博英君) 私は、この協会がその任務を全うせしめるのに一番基本的な大事なこと、最初の会長

の任命であらうと存じます。この最初の会長の任命を、私は良心にかけて、大部分の人々が公正であると信じ得られる人を選出する決意と準備を持っておることを申し上げておきたいと存じます。ただ、人事のごときでございますから、それ以上はごかんべんを願いたいと存じます。

そこで私は、その人によるこの会の構成というものに全幅の支持を与えたいと存するのではありませんが、それによつてこの協会の性格、任務、方向というものは、四年間の間に形づくられていくことを第一にまず期待をいたしたいと存じます。そういう状態になりますならば、社会通念として労働協会に対する認識がすでにでき上るのでございませうから、それを一方向な方向にゆがめるような人事が、現在の民主政治下においては是れで済むものではございせん。私は、そういう状態が議会政治のあり方であらう、こう考えておるわけでありませう。

それから、政権が交代をいたしました場合に、やめさしてかわりを作ればいいじゃないか、作つたらどうするの、か、こういうお話であります。それは、ここに規定しておりますが、任期の満了にかへるのには、決定的な要件がなければならぬようになっておるわけでありませう。従つて、そういうことも行い得ないことは、最初の会長のその人による公平な構成、公正な運営というものがこの会の性格と使命を形づくっていくものであると、こう考へております。

○片岡文重君 言葉が私は足らなかつたようですが、政権が交代をしたから、任期の途中にある者をかえようと

いうことではないのですよ。今の政権ではなくて、かわつた政権が樹立されて、たまたま改選の時期に際会した場合にはもそういうことは起り得ることではないか。それから、なるほど初代の会長が最も肝要である。おつしやる通りです。肝要です。しかし、今までの終戦以来の歴代の内閣のやり方を見ておつても、かなりわれわれの常識をもつては判断に苦しむような人事が、たとえば、あの電気関係の会社の人事を見ても、そのほかいろいろな特殊法人の人事を見ても、幾多問題はあつては申上げないでも、即座にこれを否定し去ることが、いかに石田労働大臣といえどもおできにならないと思ふ。この人事などというものは、これはだれもが、抽象的な論議をする場合には、公平でなければならぬもの、へんばがあつてはならぬもの、という考えを持ち、また、自身そういうことでやろうと努力をされるでせう。しかし、現実な問題にぶつかった際には、なかなか私情を切り去ることができなければ、幾多歴史の示すところ、人事についての失敗はあるのですから、そういうことの懸念のないように、この法律としては、当然私は考慮しておくべきことだと思ふ。特に、この法律によつて設けられる労働協会が、その四年や五年で解散をされたり、廃止されたりする御意思は毛頭私はないと思ふ。ですから、これに対する保障が一体この法律案の中に、さつきお尋ねした二点のどこにあるのか、お尋ねしたいと思ふ。

○国務大臣(石田博英君) この協会がその任務を達成して参りますために

は、その人事構成において、労働界の理解を、あるいはその協力を求め得られるものでなければ、これはその効果を上げ得られない。労働界が全部をそばを向くような人事構成をしてみて、労働問題についての啓蒙宣伝に役立つものというのを考えることは、これは大きな間違いだと思ふ。といつて、一方的にそちらだけに偏して、使用者側の立場も考えられないような、理解できないようなことであつても、これはだめなのであつて、おのずからそこに制約が生まれてくると私は考えるのであります。疑つてかかるならば、立法上どういう制約をつけてみても、私はそういう結果的にはいろいろな事態を考えれば、そういうことはなしとしないのでありまして、やはり私は、本法案におきましては、私が良心と良識において、この法案にはいろいろ立場上必ずしも全部御賛成にならないけれども、動き出したときに、この協会というものの効果をも、あるいはこの協会というものの仕事を有効ならしめるような理解と協力を得られる人事を私はしなければならぬ。また、先ほどから繰り返して申しますけれども、それについてのいささかの準備と決意を持つているつもりであります。

○藤田藤太郎君 先ほどの大臣の答弁を聞きますと、具体的に争議その他が起きたときには、この協会は活動をしな

らうと、こういうことになる。そういうことなら、今日一番民主的だといわれるのは、少くとも万人の意見を聞いてものをきめていくというのが民主的な方法なんです。そういうことなら、なぜ今、たとえば中労委の先ほど例を申されたけれども、何で三者構成によつてその一般的な問題をおやりにならうとしないのか。

この法案で見ると、どういたしましても、その任命権者の私見というものが人を任命する場合につながるのには当然です。それに、三者構成の中の公益委員という立派な人を選ぶのだと、今お話を聞いてみると、他の人が理解をしないような人の人事はできないのだ、こう幾らおつしやられても、私は、今日行われているこの種の問題には、労働大臣みずからおやりになつていられるように、労働問題懇談会というものは、三者構成でおやりになつていられる。または、調整事項にかかつていられるのは三者構成で、その委員会の活動が行われている。そういうものが労働問題を扱うというのが今日の日本に必要なりとして、そういうことが行われている。

ただ私は、この法の目的とされてい

○国務大臣(石田博英君) 具体的争議が起つた場合には本協会が活動しない。言葉は非常に何ですが、本協会の活動というものは、具体的争議について見解を表明したり、あるいは具体的争議について介入をしたりすることではない。これは明確に申し上げておきます。それから、三者構成という御意見でございますが、その三者構成という意味は、運営についての御意見か、あるいは人事運営についての御意見か、これは両方関連をしておると思ふのであります。私は、運営につきましても、やはり第三者的な立場の人によつてのみ運営せられるべきものであると考えておる次第であります。少くともそれは、人事の構成、人事を任命したり、構成したりする場合において、その三者構成の機関の同意を得るような具体的措置を講ずべきではないかという御意見かとも思ふますが、私は、この種の会長の人事というものは、相応なりつばなをお願いしなければならぬのであります。人事というものは、少くとも公開で議論をしたり、あるいは大衆討論にかけたり、そういうふうにして人事を決定する上に今日ではまだなつていない。これは、日本だけではないで、どこでも同じだろうと思ひます。従つて、これはやはり相

当な人をお願いしなければならぬのでありまして、必ずしも本人が喜んで、進んでおやりにならない場合もまたあり得るのであります。私は、やはり人事というものの特殊性にかんがみまして、そういう人事選任機関を設けるというよりなことは、やはり現状においては実情に適さないものである、任命権者の良識と良心において処理する

方が、より事実上は効果的になると考
えている次第であります。

○山下義信君 議事進行。今われわれ
が請求いたしました資料を私の手元ま
で持つて見えて、この資料でいい
かどうかということあります。検討
いたしましたのでありますが、端因に申し
ますと、私の要求いたしました予算関
係の資料はきわめて不完全、これは、
あとで説明を願うかどうかして何な
ければならないと思う。他に資料があ
れば、あらためて出していただきた
い。たとえば、理事の俸給のところ
に、常勤理事が二名で、非常勤理事が
三名という、この会長は理事五名に
対する報酬の予算が出ている。しか
るに、本法案には、理事に常勤、非常勤を
規定していない。予算の方には常勤、非
常勤の区別がしてあって、法案の中
にないというところは、予算書が正しい
のか、法案が正しいのか、きわめてこ
れは疑問であります。それから、詳し
いことは申し上げませんが、ただ、資
料がこれよりいいかどうかという
ことを政府の方に伺いたいので、お尋
ねするのであります。たとえば事
業計画、法案の中の第二十五条であ
りましたか、第二十五条の第四号に、
労働組合及び使用者団体等の行う労働
教育活動に対して援助を行う」とい
うことがあります。しかるに、予算書
の中には、そういう援助に関する予算
がない。そうすると、この法案と予算
の内容とが相違しておりますから、こ
の資料が正しいのか、あるいは別に正
しい資料があるのかどうかということ
を伺いたいと思う。

いま一つは、政令並びに省令案の資
料を要求いたしましたら、直ちに御提
出になった。こういう資料があるなら
ば、なぜ初めからわれわれにこれを配
付なさらないのであるか。私は不可解に
思う。非常に不親切である。しかるに、
あらためて私は資料の要求をいたしま
す。私の要求いたします資料は、非
常に政府の方で重大なわれわれに對す
る審議上不親切な点があると思う。そ
れは、第三十八条に、「協会の解散に
ついては、別に法律で定める。」とい
う一カ条があります。この際、いか
なる法律をお定めになる御予定であ
るか。その法律案の資料として御提出
を願いたいと思う。

○国務大臣(石田博英君) 予算書につ
いて申し上げます。これは、大蔵省に
予算要求をいたします……

○山下義信君 御答弁の前であります
が、この資料は、全員に配付してな
い。

○国務大臣(石田博英君) 委員部に
出しております。

○山下義信君 この予算書で資料とし
てよろしいかどうかということをお
伺いします。それ以外にないならば、一応これ
を配付願いたい。これは不完全である
という疑惑がありますから伺って
おる。

○国務大臣(石田博英君) これ以外に
ございませぬ、予算書については。

○山下義信君 それならば一応、納得
するしは別として、御配付願いた
い。その上で御説明願います。

○国務大臣(石田博英君) 御説明を申
し上げます。この予算書は、先ほども
御説明を申し上げましたように、本協
会の予算は、本協会の役員が構成せ
られましたときに、本協会が自主的に作

成をするものでありまして、これは、
予算要求のための一応の構想を述べた
ものでございませぬ。そこで、常勤、非常
勤の問題でありましたが、非常勤とい
うのは、たとえば大学の先生とか、あ
るいはそういう人をお願いをいたしま
す場合の予定をいたしたものでござい
ます。それから、御指摘の中の、労働
組合あるいは経営者の教育活動に對し
ての援助ということ、たとえば資料
の配付あるいは講師の派遣、その他映
画製作による映画の貸与、あるいは講
座の開設等もその中に含まれておりま
すし、それ以外のことについては、予
備費が計上してあるわけでございま
す。

それから、政令及び省令等について
の資料でございますが、これは、ごく
ありきたりのものでありまして、一般
的に、たとえば本協会の登記について
の政令案、あるいは財務及び経理につ
いての政令案でありまして、これは、
この種特殊法人に大体共通するもので
ございませぬ。

それから、第三十八条の「協会の解
散については、別に法律で定める。」
ということ、これは、本協会を解散
するという法律であります。きわめて
簡単な、解散する場合に、本協会を
解散するという法律が必要になるわけ
でございませぬ。

○山下義信君 私は、議事進行で、提
出せられました資料に対して疑惑があ
りますから、この資料でよろしいかど
うかということをお伺いしたのであり
ますが、従いまして、ただいまの理事
の常勤、非常勤のことについては、法
案中に規定がないこと等につきまして
は、私の質問を保留しておきたいと思

います。なお、法律案がいかに簡単で
ありまじやうと、この法案に非常に関
係の深い、解散の手続は別の法律に定
めるといふのでありますから、この法
律案は、当然資料として本委員会に提
出する義務が政府にあると思う。解散
のときのきめ方がどうなるかというこ
ともわからずに設立するということ
は私はない、これは、ぜひ一つ法律案の
いかなるものを御提案になるか、資料
として御提出願いたい。

○国務大臣(石田博英君) 資料と申す
のにはあまりに簡単なものでございま
すから、その場合の例文を口頭で申し
上げます。それは、本法律案を廃止す
るという法律でございませぬ。

○山下義信君 法律案の廃止と協会の
解散とは違ふと思う。そういうことは
ありません。

○国務大臣(石田博英君) 正確に申し
ます。つまり、これが成立してしまつ
たときですから、日本労働協会法を廃
止するといふ法律でございませぬ。

○山下義信君 ただいまの労働大臣の
答弁は、大へんな間違いです。協会
の解散とこの協会法案の廃止とは、こ
れは違ふと思う。この法律を廃止す
るということと協会の解散とは、これは
同一でないと。

○片岡文重君 それならちよつと伺
いますが、こういう法律を廃止するとい
う場合には、現に協会というものが存
在しているのです。当然その経理の内
容も財産の始末も当然しなければなら
ないときじゃないですか。そういうこ
とを全然うたておらないのはおかし
いじゃないですか、もつとはつきりし
て下さい。

○国務大臣(石田博英君) 不十分であ
りましたから、付加して申し上げま
す。先ほどの法律案と申しました案は
取り消します。本法律を廃止するとい
うことでございませぬ。それから、当然
財産の処分等は伴うのであります。こ
の財産の処分等は、こういう特殊法
人の廃止の前例にならうてやるわけ
であります。こういう場合の、一定の財
産処分についての法律をこれに付加す
ることは当然であります。

○藤田藤太郎君 その「別に法律で定
める。」というのはどういふもの
か。もう一べん言つて下さい。出して
下さい。

○国務大臣(石田博英君) 法律ででき
上った団体を解散するのでございま
すから、法律をもって解散をしなければ
なりませんので、日本労働協会法を廃
止するというのが主文になるわけで
ございませぬ。そのほかに、これは相當の
財産を持つに至るわけでございませ
ぬから、財産処分についての規定を加
えることになるわけであります。

○山下義信君 議事進行で発言を求め
ますが、議事進行でありますから、質
疑応答の形式はとりませんが、これ
は、そうすると、解散の手続は別の法
律で定めると、われわれはこう解釈
するのでありますが、そうでなくて、この日本
労働協会法というものを廃止するとい
うことになれば、協会がそのまま解散
するということになれば、解散の手続
はどこで規定するのであるか。この法
律の中で、解散の規定は何によつてこ
れを行うのであるか。あるいは評議員
会の決議によるのであるか、定款に規
定するのであるかということはない
じやありませんか。だから、そういう

手続は、別に定める法律によつて、この協会の解散するときにはこの手続によるのだという規定が要するのだと理解するのが、この条文の私は正當な解釈であらうと思う。

○政府委員(亀井光君) 事務的なあれでございまして、私から御答弁申し上げますが、まだ、特殊法人で、解散を本法案にございしますように、「別に法律で定める。」という規定の発動されたものではないと承知しておりますが、われわれとして前例として取り上げるものではないと承知しておりますが、一応今もしかりに定めるといたしますことを考えますと、新しい法律案として提議がされるわけでございまして、その中には、日本労働協会の解散するという条項と、それから、残余財産については国庫にこれが帰るといふ趣旨の規定と、それから、この協会法を廃止するといふ、こういうふうな条項の法律案になるのではないかと承知しております。

○山下義信君 ただいまの労働局長の発言の内容と、労働大臣の答弁した発言の内容とは違ひがありませんか。食い違ひはありますか。

○政府委員(亀井光君) 大臣が申されましたのと同じでございます。

○山下義信君 いずれにしても文書として、資料として御提出願ひたいと思ひます。

○政府委員(亀井光君) 資料として出すことにつきましては、よろしくございします。要項として出したいと思ひます。

○木島虎蔵君 私は、本案の質疑を打ち切り、この際採決に入ることの動議

を提出いたします。(「何を言ってるんだ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然)
○委員長(阿貝根登君) 本日はこれにて散会いたします。
午後九時四十一分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、労働基準法の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外六名発議)

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同条第三項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の労働基準法第六十二条第三項の規定による行政官庁の許可を受けている者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、なお従前の例による。

四月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、家族計画の普及促進に関する法律案(衆)

家族計画の普及促進に関する法律案

家族計画の普及促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、家族計画を普及促進するために必要な事業の助成その他の措置を講じ、もつて国民の経済的、文化的生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「家族計画」とは、健全で合理的な家庭生活を営むため、受胎調節の方法により、収入、母体の健康その他の事情を考慮して、計画的に出生を調整することをいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、家族計画に関する知識の普及その他家族計画の普及促進に努めなければならない。

(家族計画の普及促進に関する事業)

第四条 市町村(特別区の存する区域にあつては、都)は、前条の責務を果すため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一 家族計画に関する知識の普及

二 受胎調節の適正な方法の普及指導

三 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困窮している者に対し、無償又は低廉な価額で、受胎調節のために必要な器具又は医薬品を交付すること。

2 前項第二号の規定による受胎調節の実地指導は、医師又は第九条

の指定を受けた者に行わせるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の事業について、市町村に対し、必要な指導又は助言をすることができ

る。

第五条 事業主又は労働組合その他の団体は、その使用する者又はその構成員その他の者の家族計画に関し、前条第一項の市町村の事業に協力するよう努めなければならない。

(家族計画相談所)

第六条 地方公共団体並びに医師、第九條の指定を受けた者及び病院又は診療所の開設者は、受胎調節の適正な方法の普及指導をするための施設(以下「家族計画相談所」という)を設置することができ

る。

2 都道府県及び保健所を設置する市にあつては、家族計画相談所は、保健所に附置することができる。

第七条 この法律による家族計画相談所で行なはなければならない家族計画相談所という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(厚生省令への委任)

第八条 前二条に定めるもののほか、家族計画相談所に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(受胎調節の実地指導ができる者)

第九条 女子に対して行つて受胎調節の実地指導は、医師のほかは、都道府県知事の指定を受けた者でなければならず、子宮腔内に器具を

具をせり入する行為は、医師でなければならず、行つてはならない。

(受胎調節の実地指導ができる者の指定)

第十条 前条の指定を受けることができる者は、厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事が認定する講習を修了した助産婦、保健婦及び看護婦とする。

2 都道府県知事は、必要があるときは、前条の指定を受けた者に対し、指導訓練を行うことができる。

3 第一項に定めるもののほか、同項の認定に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(受胎調節のために必要な医薬品の販売の特例)

第十一条 第九條の指定を受けた者は、その実地指導を受ける者に対し、薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)第二十九條第一項及び第四十四條第八号の規定にかかわらず、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものを販売することができる。

(受胎調節の実地指導ができる者の指定の取消)

第十二条 都道府県知事は、第九條の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条の指定を取り消すことができる。

一 前条の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき薬事法第三十三條の規定の適用がある場合において、同条の規定による検査に合格しない当該医薬品を販売したとき。

二 前条の規定により厚生大臣が指定する医薬品を受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対し薬として販売したとき。

三 前条の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を薬として販売したとき。

2 都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、処分の事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。ただし、都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで前項に規定する処分をすることが出来る。

(厚生省令への委任)

第十三条 第十条及び前条に定めるもののほか、第九条の指定に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(補助)

第十四条 都道府県は、市町村に対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、次の各号の定めるところにより補助するものとする。

一 第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事業に要する費用(家族計画相談所の設置及び運営に要する費用を除く。)についてその六分の五以内

二 第四条第一項第三号に掲げる事業に要する費用についてその十分の九以内

2 国は、都道府県に対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、次の各号の定めるところにより補助するものとする。

一 前項第一号の規定により都道府県が補助する費用についてその五分の四以内

二 前項第二号の規定により都道府県が補助する費用についてその九分の八以内

三 第四条第三項の指導及び第十条第二項の指導訓練に要する費用についてその二分の一以内

四 特別区の存する区域に係る第四条第一項に掲げる事業に要する費用につき、同項第一号及び第二号に掲げる事業に要する費用にあつてはその三分の二以内、同項第三号に掲げる事業に要する費用にあつてはその五分の四以内

3 国は、家族計画相談所を設置する地方公共団体に対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、家族計画相談所の設置及び運営に要する費用の一部を補助することが出来る。

4 国は、家族計画に関する知識の普及、受胎調節の方法の試験研究その他家族計画を普及促進するための事業を行う者(地方公共団体除く。)に対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、その事業に要する費用の一部を補助することが出来る。

(罰則)

第十五条 第九条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第十六条 第七条の規定に違反して

家族計画相談所という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条 削除

第二十条中「とともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をする」を削る。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

(経過規定)

3 この法律の施行の際、現に前項の規定による改正前の優生保護法(以下「旧優生保護法」という。)の規定により優生保護相談所を設置しているものは、この法律に規定する家族計画相談所を設置して

4 この法律の施行の際、現に旧優生保護法第十五条第一項の都道府県知事の指定を受けている者は、この法律の第九条の都道府県知事の指定を受けたものとみなす。

5 前項の規定によりこの法律の第九条の都道府県知事の指定を受けた者となされる者がこの法律の施行前に旧優生保護法第三十九条第二項各号に規定する行為をした

ときは、この法律の施行後第十二条第一項各号に規定する行為をしたものとみなす。

6 この法律の施行前に旧優生保護法第十五条第二項の規定により都道府県知事が認定した講習は、この法律の第十条第一項の規定により都道府県知事が認定した講習とみなす。

7 この法律の施行前にした旧優生保護法第十五条第一項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 家族計画の普及促進に関する法律(昭和三十三年法律第 号)を施行すること。

(地方自治法の一部改正)

9 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の次に次の一号を加える。

三の二 家族計画の普及促進に関する法律(昭和三十三年法律第 号)の定めるところにより市町村が行う家族計画の普及促進に関する事業に要する費用について補助すること。

別表第二第二号(内)を次のように改める。

法律の定めるところにより、家族計画を普及促進するため、家族計画に関する知識を普及し、受胎調節の適正な方法の普及指導を行い、及び生活保護法に規定する要保護者等に対し無償又は低廉な価額で受胎調節のために必要な器具又は医薬品を交付すること。

別表第三第一号(中)「受胎調節の実地指導を行うことができる者の指定に関する事務を行い」を削る。

別表第三第一号(内)の次に次のように加える。

(十一)の二 家族計画の普及促進に関する法律の定めるところにより、受胎調節の実地指導を行うことができる者の指定に関する事務を行い、及び当該指定を受けた者に対する指導訓練等を行うこと。

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案(草案隆圓君外六名発議)

一、社会福祉事業等の施設に関する措置法案(第二十六回国会参議院提出)

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案

けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法案

第一条 政府は、けい肺及び外傷性

(療養給付)

せき腫障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）以下「特別保護法」という。）第十一條（同法第十三條において準用する場合を含む。）の規定により療養を受け又は療養に必要な費用の支給を受ける者のうち、同法第十一條第一項に規定する期間が経過しても、なお療養を必要とする都道府県労働基準局長が認定した者に對しては、当分の間、療養給付として、必要な療養を行い又は必要な療養の費用に相当する額を支給する。

2 前項の療養の範囲は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十五條第二項の規定による療養の範囲による。

（傷病手当）

第二條 政府は、前条の規定により療養給付を受ける者が、同条に規定する療養のため、労働することができず、かつ、賃金を受けない場合においては、その者に対して、その療養の期間につき傷病手当を支給する。

2 前項の傷病手当の額は、当該傷病手当の支給を受ける者が特別保護法第十一條第一項に規定する期間の経過する直前において、同法第十二條（同法第十三條において準用する場合を含む。）の規定により受けていた休業給付の額に相当する額とする。

3 労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定は、前項の傷病手当の額について準用する。

第三條 国庫は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に關して必要な費用の十分の八を負担する。

（負担金の徴収）

第四條 政府は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に關して必要な費用に充てため、粉じん作業（特別保護法第二條第一項に規定する粉じん作業をいう。）に労働者を従事させる事業等の事業主から負担金を徴収する。

2 前項の負担金は、特別保護法の定めるところにより、同法第十五條に規定する負担金とあわせて徴収する。

（不服の申立等）

第五條 第一條に規定する都道府県労働基準局長の認定を拒否された者は、医師の診断書及び労働省令で定める書面を添え、書面をもつて、当該都道府県労働基準局長を経由して労働大臣に不服の申立をすることができ、

2 労働大臣は、前項の規定による不服の申立があつた場合において、その申立が理由があると認めるときは、申立の日から六十日以内に、療養を必要とする旨の認定をしなければならない。

3 前項の場合には、特別保護法第三十一條第四項の規定を準用する。

第六條 特別保護法第三十二條及び第三十六條の規定は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に關する決定についての審査の請求に關して準用する。

（労働大臣及び都道府県労働基準局長の権限）

第七條 労働大臣又は都道府県労働

基準局長は、この法律の規定による療養給付及び傷病手当に關する処分並びにこれらに關する審査に關し必要があると認めるときは、これらに係る事業の事業主に報告をさせ、又は当該職員に、その事業の事業場に立ち入り、関係者に質問させ及び帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公課の禁止）

第八條 租税その他の公課は、この法律の規定により支給を受けた金品を標準として課することができない。

2 この法律の規定による療養給付及び傷病手当に關する書類には、印紙税を課さない。

（差押の禁止等）

第九條 この法律の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

（時効）

第十條 この法律の規定による療養給付及び傷病手当の支給を受ける権利並びに負担金を徴収し、又は還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

の事項に關しては、民法（明治二十九年法律第八十九号）の時効に關する規定を準用する。

第十一條 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

第十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

（政府の義務）

第十三條 政府は、けい肺及び外傷性せき腫障害にかつた労働者の保護措置について根本的検討を加え、昭和三十四年十二月三十一日までに、特別保護法の改正に關する法律案を国会に提出しなければならない。

附則

1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

2 第一條及び第二條の規定は、特別保護法第十一條から第十三條までの規定による療養給付及び休業給付を受ける期間がこの法律の施行前に経過した者についても適用し、この法律の施行後において療養給付を行い及びこの法律の施行後の期間について傷病手当を支給する。

3 この法律は、昭和三十五年三月三十一日限りその効力を失う。

4 第一條及び第二條の規定により

政府が行つた療養給付及び傷病手当の支給に關し必要な費用に充てため、負担金の徴収に關しては、第四條の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和三十五年四月一日以後においてもなおその効力を有するものとする。

5 けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法の一部を次のように改正する。

附則に次の九項を加える。

（負担金に關する臨時措置）

26 けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に關する臨時措置法（昭和三十三年法律第 号。以下「臨時措置法」という。）第四條第二項の規定に基き第十五條に規定する負担金と臨時措置法第四條第一項に規定する負担金とをあわせて徴収する場合に關しては、第十七條から第十九條まで及び附則第十六項の規定は適用しない。

27 臨時措置法第四條第二項の規定に基きけい肺について事業主から第十五條に規定する負担金と臨時措置法第四條第一項に規定する負担金とをあわせて徴収する場合の負担金の額は、その事業の賃金総額（第二十條に規定する賃金総額をいう。以下同じ。）に次項の規定により定めけるけい肺負担率を乗じて得た額とする。

28 けい肺負担率は、粉じん作業に労働者を従事させる事業について、その種類の事業における過去のけい肺の発生率を基礎として、その事業に關し政府が

第十條から第十二條までの規定により行つた給付に關して必要な費用の二分の一に相当する額とその事業に關し政府が臨時措置法第一條及び第二條の規定により行つた療養給付及び傷病手当の支給に關して必要な費用の十分の二に相当する額との合計額をまかなうように、労働大臣がけい肺審議会にはかつて、事業の種類に應じ数等級に区分して定める。

29 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立してない事業であつて前項の規定によるけい肺負担金率が政令で定める率以下のものの事業主からけい肺に關して徴収する負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、第十條から第十二條までの規定による給付に關しては政府がその事業によりけい肺にかつた労働者又は労働者であつた者に対して行つた当該給付に關する費用の二分の一に相当する額、臨時措置法第一條及び第二條の規定による療養給付及び傷病手当に關しては政府がその事業によりけい肺にかつた労働者又は労働者であつた者に対して行つた当該療養給付又は傷病手当の支給に關する費用の十分の二に相当する額とする。

30 臨時措置法第四條第二項の規定に基き外傷性せき腫障害に關して事業主から第十五條に規定する負担金と臨時措置法第四條第一項に規定する負担金とをあ

わせて徴収する場合の負担金の額は、次の各号に定めるところによる。

一 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係の成立してない事業については、その事業の賃金総額に外傷性せき腫障害負担金率を乗じて得た額

二 労働者災害補償保険法第二章に規定する保険関係が成立してない事業については、第十三條の規定による給付に關しては政府がその事業により外傷性せき腫障害にかつた労働者又は労働者であつた者に対して行つた当該給付に關する費用の二分の一に相当する額、臨時措置法第一條及び第二條の規定による療養給付及び傷病手当に關しては政府がその事業により外傷性せき腫障害にかつた労働者又は労働者であつた者に対して行つた当該療養給付及び傷病手当の支給に關する費用の十分の二に相当する額

31 前項第一号の外傷性せき腫障害負担金率は、過去五年間の外傷性せき腫障害の発生率を基礎として、その種類の事業に關し政府が第十三條の規定により行つた給付に關して必要な費用の二分の一に相当する額とその種類の事業に關して政府が臨時措置法第一條及び第二條の規定により行つた療養給付及び傷病手当の支給に關して必要な費用の十分の二に相当する額との合計額

をまかなうように、事業の種類に應じ数等級に区分して、労働省令で定める。

32 第十五條に規定する負担金と臨時措置法第四條第一項に規定する負担金とをあわせて徴収する場合においては、第二十一條第一項中「第十七條第一項」とあるのは「附則第二十七項」と、「第十九條第一項第一号」とあるのは「附則第三十項第一号」と読み替へるものとする。

33 第十五條に規定する負担金と臨時措置法第四條第一項に規定する負担金とをあわせて徴収する場合においては、第二十六條第一項中「第十七條第二項又は第十九條第一項第二号」とあるのは「附則第二十九項又は附則第三十項第二号」と、「第十條から第十三條までの規定による給付」とあるのは「第十條から第十三條までの規定による給付又はけい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に關する臨時措置法（昭和三十三年法律第

34 臨時措置法の施行の日の属する徴収年度にあつては、けい肺に關する負担金のうち附則第十六條の規定によるけい肺負担金率と附則第二十八條の規定によるけい肺負担金率との差に係る部分及び外傷性せき腫障害に關する負担金のうち第十九條第二項の規定による外傷性せき腫障害負担金率と附則第三十一

項の規定による外傷性せき腫障害負担金率との差に係る部分については、第二十一條の規定は適用しない。

6 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に關する法律（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一項中「又は船員法」を「けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に關する臨時措置法（昭和三十三年法律第 号）第一條及び第二條の規定（国家公務員災害補償法第一條に規定する職員に係るものを除く。）又は船員法」に改める。

7 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「による療養給付及び休業給付」を「及びけい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に關する臨時措置法（昭和三十三年法律第 号）による療養給付、休業給付及び傷病手当の支給」に改める。

8 労働者災害補償保険特別会計法（昭和二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法（以下「特別保護法」という。）による給付」を「並びにけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法及びけい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に關する臨時措置法（以下「特別保護法等」と總稱する。）による給付（傷病手当の

支給を含む。）」に改める。
第三條及び第四條第二項中「特別保護法」を「特別保護法等」に改める。

9 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第四條第三十二號の次の次に次の一号を加える。
三十二の五 けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に關する臨時措置法（昭和三十三年法律第 号）に基いて、療養を必要とする者を認定し、療養給付及び傷病手当の支給を行い、並びに負担金を徴収すること。

第八條第一項第六號の三の次に次の一号を加える。
六の四 けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に關する臨時措置法に基き療養給付、傷病手当の支給及び負担金の徴収に關すること。

第八條第一項第十一号中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法」を「けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法及びけい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に關する臨時措置法」に改める。

第八條第二項中「及び第六號の三」を「第六號の三及び第六號の四」に改める。

第十五條第一項及び第十七條第一項中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法（これに基き命令を含む。）」を「けい肺及び外傷性せき腫障害に關

する特別保護法（これに基く命令を含む。）及びけい肺及び外傷性せき腫瘍の療養等に関する臨時措置法（これに基く命令を含む。）に改める。

10 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 けい肺及び外傷性せき腫瘍の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第 号）の規定により支給を受ける金品

第六百七十二号第八号の次に次の一号を加える。

八の二 けい肺及び外傷性せき腫瘍の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第 号）の規定により支給を受ける金品

社会福祉事業等の施設に関する措置法案

社会福祉事業等の施設に関する措置法案

（目的）

第一条 この法律は、公の責任に属する社会福祉事業及び更生保護の事業に関し、その施設に要する費用を公の負担に帰することができ、るようにすることによつて、これらの事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（無償貸付）

第二条 国は、次の各号に掲げる場合においては、他の法令の規定にかかわらず、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、国有財産法

（昭和二十三年法律第七十三号）第三十三条第三項に規定する普通財産を無償で貸し付けることができる。

一 地方公共団体において生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条に規定する保護施設の用に供するとき、又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二

条に規定する社会福祉法人において生活保護法の規定に基き都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行つて同法による保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

二 地方公共団体において児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條に規定する児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）の用に供するとき、又は社会福祉法人において同法の規定に基き都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行つて同法の規定に基く措置の用に主として供する施設の用に供するとき。

三 地方公共団体又は更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三十三号）第三條第二項に規定する更生保護会であるもの（以下「更生保護会」という。）において、同法第三條第二項の規定により保護観察所の長の委託を受けて行つて同法第二條第一項に規定する更生保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

（監督）
第三条 地方公共団体に対して、前

条第一号又は第二号の規定により無償貸付がなされたときは厚生大臣、同条第三号の規定により無償貸付がなされたときは法務大臣は、当該地方公共団体に対し、その無償貸付の目的が有効に達せられることを確保するため、無償貸付の目的に照らし、当該地方公共団体による当該施設の使用方法が不適当であると認める場合においては、その使用方法について必要な変更をなすべき旨を勧告することができる。

2 社会福祉法人又は更生保護会に対して前条の規定により無償貸付がなされたときは、厚生大臣は当該社会福祉法人に対し、法務大臣は当該更生保護会に対し、その無償貸付の目的が有効に達せられることを確保するため、次の各号に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二 無償貸付の目的に照らし、当該法人による当該施設の使用方法が不適当であると認める場合又は当該法人の予算が不適当であると認める場合において、その使用方法又は予算について必要な変更をなすべき旨を勧告すること。

三 当該法人の役員が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは寄附行為に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

（契約の解除）

第四条 第二条の規定により貸し付けた財産の所管大臣は、前条第一

項の地方公共団体若しくは同条第二項の法人が同条第一項若しくは第二項の規定による措置に従わなかつたとき又は当該地方公共団体若しくは法人による当該施設の管理が不適当であり、かつ、当該財産の所管大臣から書面による警告を受けてもこれを改めなかつたときは、その貸付が第二條第一号又は第二号による場合は厚生大臣の意見を聞き、その貸付が同条第三号による場合は法務大臣の意見を聞き、貸付契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除する場合においては、同項に規定する財産の所管大臣は、当該地方公共団体又は法人に弁明する機会を与えなければならぬ。この場合においては、当該地方公共団体又は法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明すべき日時、場所及びその処分をなすべき理由を通知しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、失業保険法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月七日）

昭和三十三年五月二日印刷

昭和三十三年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局